

損害保険会社による 事故データの提供について

一般社団法人 日本損害保険協会

1. 損害保険会社からのEDRデータ提供の可能性について

- 車両安全対策検討会の2023年度調査実施事項である「EDRデータ等の取得体制の構築に関する検討」に関し、事務局から、損害保険会社からのEDRデータ提供の可能性について説明の依頼をいただきました。
- 検討会の席上、委員から質問があった事項と合わせ、説明いたします。

2. 説明の前提

- 説明内容は、損保協会から、損保大手4社（あいおいニッセイ同和損保社、損保ジャパン社、東京海上日動社、三井住友海上社）にヒアリングした結果をまとめたものです。
- 個社により異なる部分がありますが、本資料では、概ね共通する事項を取りまとめました。
- 損害保険の商品内容や事務処理等の具体例については、損保協会内の委員会組織のリーダー社である損害保険ジャパン社の事例を掲載しました。

3. 説明事項

(1) 保険料割引の導入について（委員からのご質問への回答）

【ご質問】

ユーザーがEDRデータを損保会社に提供しやすくするためのマーケティング的な要素（保険料割引などの何らかのインセンティブ）も加えた何らかの仕組みを作れないか。

⇒ 保険料割引は、契約者間の公平性を担保する観点から「ア. リスク削減」または「イ. 事業費削減」の要件を満たす場合に適用されるものとされています。

ア. リスク削減

事故のリスクが下がり支払保険金が減るような要素がある場合をいいます。「ASV割引」が代表例として挙げられますが、当該割引は、ASV搭載車両が実際に非搭載車両よりも事故率が低くなることをデータ等の実績値として確認しており、リスク削減効果を割引として提供しています。

しかしEDRデータは、その活用により事故の円滑な解決に寄与するとしても、事故率が下がる等、直接的なリスク削減効果を確認することが困難であるため、保険料割引の対象となるリスク削減の要件に該当しないと考えられます。

イ. 事業費削減

契約手続きの効率化等による事業費の削減要素がある場合をいいます。保険証券等の送付を不要とし契約内容等は保険会社の公式ウェブサイトで確認いただく「Web証券割引」などが代表的な例であり、直接的な事業費削減効果が見込まれるものに適用されます。

しかしEDRデータは、損保会社の保険金支払対応等で活用するとしても、保険料割引の導入に至るほどの事業費削減効果があるとまで判断を行っている損保会社はなく、事業費削減の要件に該当しないと考えられます。

⇒ このように、ユーザーがEDRデータの提供に同意する行為は、上記ア. イ. の保険料割引の要件を満たすと判断することは難しく、保険料割引の導入は困難と考えます。

<参考> 上記ア・イに該当する割引例

	割引例① ASV割引	割引例② Web証券割引
説明	ご契約の自動車がAEB（衝突被害軽減ブレーキ）を装備している自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）である場合は、一定の条件を満たせば「ASV割引」として保険料を割り引きます。	ご契約者が保険証券（または保険契約継続証）およびご契約のしおり（約款）の送付を不要とされ、ご契約内容等を保険会社の公式ウェブサイトでご確認いただく場合は「Web証券割引」として保険料を割り引きます。

(2) EDRデータの提供について（事務局からの説明依頼事項）

【説明依頼事項】

損害保険会社からのEDRデータ提供の可能性について説明いただきたい。

- ⇒ 情報提供にあたっては「ア. 個人情報保護法の問題」があります。
情報提供先が個人情報保護法第27条の「学術研究機関」に該当すれば、個人情報保護法上の問題はありませぬ。該当しない場合は、個人情報の第三者提供となるため、同意取得等の対応が必要になります。
- ⇒ 情報提供先が「学術研究機関」に該当し、個人情報保護法上の問題がない場合であっても、情報提供にかかる「イ. コスト・ロードの問題」、「ウ. レピュテーションリスクの問題」、「エ. その他の課題」があり、情報提供が可能かどうかは、損保各社の個別判断となります。
- ⇒ なお、これらはドライブレコーダーデータやEDRデータに紐づく事故情報の提供の可能性にも共通する問題です。

ア. 個人情報保護法の問題

⇒ 損保会社からの情報提供は、個人情報の第三者提供にあたります。

ただし、情報提供先が個人情報保護法第27条7項の「学術研究機関等」に該当すれば、損保会社は第三者提供の制限を受けないため、情報提供できる可能性があります。

そのためには、情報提供先が、個人情報保護委員会が整理した「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」に示された要件を満たす必要があります。

（要件例）

- ・ 私立大学、公益法人等の研究所等の学術研究を主たる目的として活動する機関であること。
- ・ 学術研究が目的であること（製品開発を目的とする場合は、学術研究と解されない）。

⇒ 情報提供先が「学術研究機関等」に該当しない場合、第三者提供の問題（関係者の同意取得、記録義務など）が生じるため、保険会社にとって情報提供のハードルは非常に高くなります。

【参考】個人情報保護委員会ホームページ「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210623_gakujutsu_kiritsunokangaekata.pdf

【個人情報保護法 27条（第三者提供の制限）】

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

イ. コスト・ロードの問題

⇒ データの提供にあたっては、損害保険会社の実務対応上、通常業務にはない多くの負担（該当事案の特定、必要なデータの抽出・加工、データ送付等の作業）を要することになります。
各社現場の業務負担やコスト負担等が許容可能かどうかについては、個々の損害保険会社の経営判断によりますが、各社にとってハードルが高いものと考えます。

ウ. レピュテーションリスクの問題

⇒ 事故に遭われたお客さまにとって、事故の瞬間の映像やデータは、極めて繊細な取扱いを要する情報になります。2015年9月公布の改正個人情報保護法で匿名加工情報に関する規律が整備されましたが、利用される情報が匿名であったり、事故情報の活用が事故防止・軽減に役立つことであつたりしても、お客さまの心情を考えると情報提供が難しいと判断する会社もあると考えます。

エ. その他の課題

- ⇒ 損保会社によっては、EDRデータの保有数が少ないケース、EDRデータを保有していたとしてもその保有形態や検索性の観点で容易に提供できる状態になっていないケースなどもあります。
- ⇒ ドライブレコーダーデータ、EDRデータに紐づく事故情報、事故対応の情報については、EDRデータよりも多くのかつ詳細な個人情報や事故情報が含まれることから、データの管理や加工等にかかる「イ. コスト・ロードの問題」や「ウ. レピュテーションリスクの問題」の観点で、損保会社にとって情報提供のハードルが一層高くなります。
- ⇒ 以上が、EDRデータ提供にあたっての損保会社の課題感です。
最終的な情報提供可否は、これらの課題感を踏まえた各社の個社判断となります。
- ⇒ なお、情報提供可能かどうかを判断するにあたり、本検討会の成果物がどのようなものであるかが大きな判断材料になるので、できるだけ最終成果物を明確にさせていただくことで各社の理解を得やすくなると考えます。